

第15章 産業保安の概況

1. 高圧ガス

県内の許可・届出等事業者数、高圧ガスの消費量・充填量の状況は、次のとおりです。

(1) 高圧ガスの現況

- ・高圧ガス保安法に基づく製造・貯蔵・販売事業者等の状況

第1表 高圧ガス製造事業所数 (3年3月31日現在)

高圧ガス製造事業所							
第一種製造者					第二種製造者		
コンビ	一般	LP	一般+LP	冷凍	一般	LP	冷凍
1	82	41	24	77	292	4	1049

※ 「コンビ」とは高圧ガス保安法のコンビナート等保安規則、「一般」とは一般高圧ガス保安規則、「LP」とは液化石油ガス保安規則、「冷凍」とは冷凍保安規則のそれぞれの適用を受ける事業所をいいます。また「一般+LP」とは、一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則両方の適用を受ける事業所をいいます。

第2表 高圧ガス貯蔵所、特定高圧ガス消費者数 (3年3月31日現在)

高圧ガス貯蔵所						特定高圧ガス消費者		
第一種貯蔵所			第二種貯蔵所					
一般	LP	一般+LP	一般	LP	一般+LP	一般	LP	一般+LP
33	25	15	130	24	10	50	48	13

第3表 高圧ガス販売事業者・容器検査所数 (3年3月31日現在)

高圧ガス販売事業者				容器検査所		
一般(フルオロカーボンのみ), 冷凍	一般(その他)	LP	一般+LP	一般	LP	一般+LP
169	171	200	45	10	3	1

・液化石油ガス法に基づく登録販売事業者の状況

第4表 液化石油ガス登録販売事業者数（3年3月31日現在）

地域	市町村	富山県所管 ※1	経済産業省 所管※2	中部近畿産業保安監督 部所管※3	計
新川地域	魚津市	10	(1)	(1)	10+(2)
	黒部市	7		(1)	7+(1)
	下新川郡	13	(1)		13+(1)
富山地域	富山市	54	1+(5)	1+(1)	56+(6)
	滑川市	10		(1)	10+(1)
	中新川郡	11	(1)		11+(1)
高岡・射水 地域	高岡市	50	(3)	(1)	50+(4)
	氷見市	13			13
	射水市	33	(1)	(1)	33+(2)
砺波地域	砺波市	8	(1)	(1)	8+(2)
	小矢部市	10			10
	南砺市	21			21
計		240	1+(12)	1+(7)	242+(19)

※1 富山県内のみでLPガスの販売所を設置して販売事業を行う者をいいます。

※2 産業保安監督部の所管区域を越えて販売所を設置して販売事業を行う者をいいます。

※3 中部近畿産業保安監督部の所管区域内（富山、石川、岐阜、愛知、三重）であって2県以上の区域内に販売所を設置して販売事業を行う者をいいます。

※4 () 内は、販売事業者が富山県内に設置する販売所数を記載しています。

・高圧ガスの充填量（令和2年における高圧ガス充填量調査結果）

令和2年の一般高圧ガスの充填量は第5表、LPガスの充填量は第6表のとおりです（容器への充填量であり、ローリー・貨車への充填量は含みません）。

第5表 一般高圧ガスの充填量（2年）

ガス種	充填量*		
	液化ガス（百t）	圧縮ガス（万m ³ ）	
一般高圧ガス	酸素	12.2	53
	窒素	9.3	23
	アルゴン	9.6	25
	炭酸ガス	171.8	-
	水素	-	412
	アセチレン	-	20
	塩素	148.3	-
	アンモニア	155.2	-

第6表 LPガスの充填量（2年）

充填量（単位 百t）*		
合計	工業用	一般消費者用
452	32	420

- ・ L P ガスの消費量（令和2年における高圧ガス消費量調査結果）
令和2年のL P ガスの目的別消費量は第7表のとおりです

第7表 L P ガスの消費量（令和2年）

年次	消費量（単位 百t）				
	合計	一般消費者用	工業用	自動車用	都市ガス増熱用
28年	2,329	774	1,458	33	64
29年	2,281	806	1,442	33	0
30年	1,917	765	1,122	30	0
元年	1,857	722	1,109	26	0
2年	1,897	681	1,196	20	0

(2) 高圧ガスの保安対策

① 保安対策の概要

・ 高圧ガス保安法関係

高圧ガス保安法については、製造、販売、貯蔵等の取扱いに関する許可・届出等の許認可業務を実施するとともに、完成検査、保安検査及び立入検査の実施により、保安の確保を図っています。

また、事業所の自主保安活動を促進するため、一般高圧ガス及びL P ガスについては、有識者で構成する富山県高圧ガス保安推進検討会委員による事業所の保安診断を実施し、事業所の保安レベルの向上を図るとともに、富山県高圧ガス安全協会等の関係団体と連携を図りながら、保安講習会の開催や保安啓発資材の発行、事故対応訓練等を実施しています。冷凍設備については、富山県冷凍設備保安協会等の関係団体と連携し、保安管理研修会において、設備の適切な保守・管理や減災対策の実施を周知しています。

・ 液化石油ガス法関係

液化石油ガス法については、液化石油ガス販売事業者の登録や保安機関の認定、特定供給設備の許可・完成検査等の許認可業務を実施するとともに、販売事業者等に対する立入検査において、L P ガスの供給設備や消費設備の点検調査等の確実な実施を指導し、一般消費者等の保安の確保を図っています。

また、(一社)富山県エルピーガス協会と連携を図りながら、事業者に対する保安啓発事業や、消費者に対するL P ガスの安全な使用に関する保安啓発活動を実施しています。特に、L P ガス埋設管の損傷事故の防止については、平成27年に県内で下水道引込み工事中に埋設ガスを誤って損傷し、漏えいしたL P ガスにより作業員1名が死亡(酸欠)する事故が発生したことから、関係団体にリーフレットを配布し注意喚起を行っています。

② 許可・検査等の実施状況
 ・許可・届出等の状況

第8表 許可・届出等件数の推移

区分		根拠条項	28 年 度	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度
高 圧 ガ ス 保 安 法	製造許可	第5条第1項	4	2	4	3	4
	製造事業届・製造届	第5条第2項	38	38	29	79	18
	製造施設等変更許可	第14条第1項	73	75	71	58	63
	第一種貯蔵所設置許可	第16条	4	2	2	1	2
	第二種貯蔵所設置届	第17条の2	5	5	7	6	2
	第一種貯蔵所位置等変更許可	第19条第1項	9	3	8	4	8
	販売事業届	第20条の4	19	19	11	13	23
	特定高圧ガス消費届	第24条の2	1	2	1	0	0
	特別充填許可	第48条第5項	0	0	0	0	0
	容器検査所登録・更新	第50条	1	3	3	2	4
	容器に充填するガスの種類又は 圧力の変更	第54条第1項	12	8	39	0	2
	計			166	157	175	166
液 化 石 油 ガ ス 法	販売事業登録	第3条	2	1	1	0	1
	保安機関認定	第29条	0	3	2	5	5
	保安機関認定更新	第32条第1項	2	9	106	106	2
	保安確保機器設置等方法認定	第35条の6	1	1	0	0	5
	貯蔵施設等設置許可	第36条	3	6	5	4	6
	貯蔵施設等変更許可	第37条の2	1	3	2	7	3
	充てん設備設置許可	第37条の4第1項	7	3	7	7	3
	充てん設備変更許可	第37条の4第3項	2	0	1	1	1
	液化石油ガス設備工事届	第38条の3	26	21	29	27	18
	特定液化石油ガス設備工事事 業開始届	第38条の10	23	3	3	4	5
計			67	50	156	161	49
合計			233	207	331	327	175

・完成検査、保安検査等の状況

高圧ガス保安法、液化石油ガス法に基づく完成検査、保安検査及び立入検査の実施状況は第9～11表のとおりです。

ア 完成検査

完成検査では、許可又は変更許可を受けた製造施設等が、申請内容のとおり完成し、技術上の基準に適合しているか検査を行っています。

第9表 完成検査実施件数の推移

区 分		根拠条項	28 年 度	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度
高圧ガス保安法	製造施設完成検査	第20条	75	66	69	63	53
	貯蔵所完成検査	第20条	11	2	10	6	8
液化石油ガス法	貯蔵施設等完成検査	第37条の3	6	9	6	11	8
	充てん設備完成検査	第37条の4	8	3	5	5	5
合 計			100	80	90	85	74

イ 保安検査

第一種製造者は、高圧ガス保安法第35条の規定により、許可を受けた製造施設について、また、充てん事業者は、液化石油ガス法第37条の6の規定により、許可を受けた充てん設備について、それぞれ定期的に保安検査を受けることが義務付けられています。

保安検査では、製造施設等が技術上の基準に適合しているか検査を行っています。

第10表 保安検査実施事業所数（2年度）

検査実施者	製造施設の適用規則			充てん 設備	計
	一般則 及び 液石則	コンビ則	冷凍則		
富 山 県	75	1	3	22	101
高 圧 ガ ス 保 安 協 会	13	0	18	0	31
指 定 保 安 検 査 機 関 ※ 1	11	0	0	18	29
認 定 保 安 検 査 実 施 者 ※ 2	1	0	0	0	1
計	100	1	21	40	162

※1 指定保安検査機関

経済産業大臣の指定を受け、保安検査を実施する民間の機関

※2 認定保安検査実施者

経済産業大臣の認定を受け、保安検査を自ら実施できる事業者

ウ 立入検査

液化石油ガス法に基づき、液化石油ガス販売事業者及び保安機関の立入検査を実施し、法令違反の有無等について検査を行っています。

第11表 立入検査件数及び指導件数

区 分	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	検査 件数	指導 件数	検査 件数	指導 件数	検査 件数	指導 件数	検査 件数	指導 件数	検査 件数	指導 件数
販売事業者 保安機関	68	4	58	1	65	10	46	6	51	7

条 項	項 目	法令違反の主な内容	件数
法第8条	販売所等変更届	・貯蔵施設を所有又は占有しない理由について、変更届を提出していない。	1
法第10条	承継届	・液化石油ガス販売事業者の地位の承継について届け出ていない。	1
法第11条	貯蔵施設の有無	・貯蔵施設を所有又は占有しなくてよい条件を満たしていない。	1
法第16条 第2項	販売方法の基準	・貯蔵施設の周囲2メートル以内に引火性の物がある。	1
法第16条 の2	供給設備の基準	・容器を置く位置から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じていない。	3
法第19条	業務主任者	・法定期間内に業務主任者に講習を受けさせていない。	1
法第21条 1、2項	業務主任者代理者	・業務主任者等の選解任届が提出されていない。	2
法第20条 (法第27条 第1項)	業務主任者の職務 (保安業務の実施・ 結果の確認)	・業務主任者が委託した保安業務の実施及びその結果を確認していない。 ・一部保安業務について、保安機関の認定の更新を受けずに実施している。	2
		計 (販売事業者関係)	12

③ 高圧ガス製造保安責任者等免状

- ・高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状

高圧ガスの製造事業所では、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受け、交付から1年以上の経験を有する者のうちから、保安係員、保安技術管理者等を選任する必要があります。

また、可燃性ガス・毒性ガス・酸素の販売所では、第一種販売主任者免状の交付を受けた者、L P ガスの販売所では、第二種販売主任者免状の交付を受けた者のうちから、販売主任者（L P ガスを一般消費者等へ販売する場合は業務主任者）を選任しなければなりません。

これらの免状の取得のため、年1回の国家試験が実施されており、合格者には、一部の免状を除き、都道府県が免状を交付しています。

製造保安責任者・販売主任者免状交付件数の推移及び製造保安責任者・販売主任者試験結果は第12表、第13表のとおりです。

第12表 製造保安責任者・販売主任者免状交付件数の推移

種 別	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	交付	再交付	交付	再交付	交付	再交付	交付	再交付	交付	再交付
乙 種 化 学	22	1	18	0	21	0	6	0	15	1
乙 種 機 械	21	0	17	0	14	1	19	0	11	0
丙種化学(液石)	40	0	38	2	27	1	30	0	15	1
丙種化学(特別)	73	4	77	0	66	1	60	4	29	1
第二種冷凍機械	19	0	11	1	17	0	15	0	10	0
第三種冷凍機械	61	2	52	1	43	2	52	1	15	1
第一種販売	17	0	16	0	14	0	28	0	24	1
第二種販売	62	7	72	5	62	8	49	1	50	3
計	315	14	301	9	264	13	259	6	169	8

※ 氏名変更による再交付を除く。

※ 免状交付事務は、都道府県から委託を受けて高圧ガス保安協会が実施しています。

第13表 製造保安責任者・販売主任者試験結果 (11月8日(日): 富山大学)

種 別	2年度			
	出願者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
乙 種 化 学	37	29	12	41.4
乙 種 機 械	39	35	11	31.4
丙種化学(特別)	96	91	30	33.0
丙種化学(液石)	68	56	17	30.4
第二種冷凍機械	45	32	9	28.1
第三種冷凍機械	80	70	17	24.3
第一種販売	38	35	26	74.3
第二種販売	89	85	49	57.6
計	492	433	171	39.5

※ 試験事務は、高圧ガス保安協会富山県試験事務所((一社)富山県エルピーガス協会内)が実施しています。

・液化石油ガス設備士免状

液化石油ガスの供給設備又は消費設備の設置等の工事を行う者は、液化石油ガス設備士免状を取得し、作業に従事するときは常に携帯する必要があります。

設備士免状の取得のため、年1回国家試験が実施されているほか、国が指定する養成施設で講習が実施されており、合格者(講習修了者)に都道府県が免状を交付しています。なお、液化石油ガス設備士免状交付件数の推移及び液化石油ガス設備士試験結果は第14表、第15表のとおりです。

第14表 液化石油ガス設備士免状交付件数の推移

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
交 付	35	46	49	52	32
再 交 付	3	6	6	10	2
書 換 え	11	13	6	4	7

※ 住所表記変更による書換えを除く。

※ 免状交付事務は、都道府県から委託を受けて高圧ガス保安協会が実施しています。

第15表 液化石油ガス設備士試験結果

		2年度
出願者数	全科目(人)	29
	筆記免除(人)	2
	計(人)	31
筆記試験	受験者数(人)	26
	合格者数(人)	5
	合格率 (%)	19.2
技能試験	受験者数(人)	6
	合格者数(人)	6
	合格率 (%)	100.0

※ 筆記試験：11月8日(日)：富山大学

技能試験：11月30日(月)：富山県技術専門学院

※ 試験事務は、高圧ガス保安協会富山県試験事務所((一社)富山県エルピーガス協会内)が実施しています。

(3) 自主保安活動の推進

・高圧ガス保安活動促進週間

経済産業省の主唱により、毎年、高圧ガス保安活動促進週間(10月23日～29日)が定められ、高圧ガスに関する自主保安活動の促進を図っています。

令和元年度も、引き続き富山県高圧ガス安全協会等の関係団体と連携・協力して、保安講習会の開催や週間ポスターの配布などを行い、保安意識の啓発を推進しました。

また各事業所においては、この週間に合わせて従業員に対する保安教育や設備の点検整備、防災訓練などが実施されました。

・高圧ガス移動防災訓練

高圧ガスの移動時の事故の拡大防止を目的として、富山県高圧ガス地域防災協議会との共催により、高圧ガス移動防災訓練を10月8日(木)に富山県広域消防防災センター(富山市惣在寺1090-1)で実施しました。

この訓練は3部構成で、第1部では、液化アンモニアタンクローリーが大型トラックに衝突された衝撃で配管を損傷し、アンモニアガスが漏れ出した想定で、応急措置や救護活動、噴霧放水による除害活動等の訓練を実施しました。

第2部では、LPガスやカセットボンベの着火実験や超低温液化ガスの気化による酸欠実験により、高圧ガスの安全な取扱いを確認しました。

第3部では、LPガスバルクローリーが交差点で乗用車に衝突された衝撃で配管を損傷し、LPガスが漏れ出した想定で、応急措置や周辺のガス濃度測定等の訓練を実施しました。

・講習会の開催

高圧ガス取扱事業所の保安管理や教育訓練の充実等に資するため、富山県高圧ガス安全協会との共催により、事業所の保安担当者を対象に、保安講習会を開催しました。

開催年月日	令和2年10月29日
場 所	オンライン開催
演題及び講師	「産業保安のためのAI・IoT技術の現状と展望」 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能研究センター NEC-産総研人工知能連携研究室 副室長 中田 亨 「事故事例等をふまえた微少漏えいへの対応について」 富山県生活環境文化部環境保全課
受講者	57名

(4) 高圧ガスの事故発生状況

① 高圧ガスの事故

全国及び本県の高圧ガスに関する災害事故の発生件数の推移は第16表のとおりであり、増加傾向になっています。また、事業所における発生件数も多くを占めています。

県内では令和2年は災害事故が31件発生しました。

災害事故の原因については、締結管理不良が13件、製作不良、シール管理不良が各3件、腐食管理不良、検査管理不良、点検不良、誤操作・誤判断、その他が各2件、施工管理不良、操作基準等の不備が1件でした。

第16表 高圧ガスに関する事故件数の推移

区分		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
災害 事故	全国	490	429	395	391	466	592	577	718	650	582
	富山県	4	8	4	2	5	9	7	12	14	31
喪失・ 盗難	全国	593	529	445	409	301	371	256	162	55	48
	富山県	5	4	2	1	1	1	6	3	4	0

※ 経済産業省では、全国の高圧ガス事故統計を「災害事故」と「容器の喪失・盗難」に分類しています。

※ 23年の事故には東日本大震災による事故を含みます。

※ 速報値のため、変更等があります。

② LPガスの事故

全国及び本県の高圧ガスに関する事故の発生件数の推移は第17表のとおりです。

第17表 LPガスに関する事故件数の推移

区 分		28年	29年	30年	元年	2年
LPガス 一般消費者等事故	全 国	140	195	212	203	199
	富山県	1	3	3	0	2

(5) 関係団体における自主保安活動

高圧ガスによる事故の未然防止を図るためには、法による規制のみならず、実際に高圧ガスを取り扱う事業所の自主保安活動が重要です。

このため、富山県高圧ガス安全協会や一般社団法人富山県エルピーガス協会等の関係保安団体において、保安講習会や保安技術指導等を積極的に実施し、事業所の自主保安活動の推進を図っています。

② 高圧ガス保安法関係

富山県高圧ガス安全協会では、保安管理研究会や販売技術研究会を開催し、リスクアセスメントや特定高圧ガスの消費に関する講習会を企画するなど、事故の未然防止と公共の安全の確保を図っています。

また、富山県冷凍設備保安協会では、高圧ガス保安協会から委嘱された保安検査員が、年1回の施設検査や3年に1回の保安検査を実施し、保安の確保を図っています。

③ 液化石油ガス保安法関係

(一社)富山県エルピーガス協会では、「L P ガス快適生活向上運動」として、一酸化炭素中毒事故防止対策、ガス放出防止型高圧ホースやガス栓カバーの設置等の自然災害対策を推進しています。

また、「ふれあいサポート運動」として、会員事業者の協力のもと一人暮らしの高齢者宅を訪問し、安全なガス器具の取扱いに関する説明を行いながらガス器具の無料点検を実施（平成17年度の開始から2年度末までに約8万6千戸で点検を実施）するとともに、「火育事業」として、小学校へ出向き火を扱ったことのない児童に正しく安全な火の取扱いを教え、「人を育むL P ガス」を推進しています。

さらに、県や県内の全市町村との「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定」及び北陸3県での「北陸三県災害時相互支援協定」に基づき、地震や風水害等の災害時において避難所等へL P ガスを優先して安全に供給する体制、広域災害に対処できる体制を整備しています。

<関係団体の概要>

○ 富山県高圧ガス安全協会 (令和3年12月1日現在)

所在地	富山市新総曲輪1番7号 (富山県危機管理局消防課内)	電話	(076)444-4588
会長	久保田 喜文 (三菱ケミカル(株)富山事業所 経営執行職事業所長)		
役員	会長1名 副会長1名 理事10名 監事2名		
会員事業所	137事業所		
事業内容	高圧ガスに関する諸法規の研究指導 高圧ガスに関する保安管理技術及び取扱技術の研究指導 高圧ガスに関する講習会・研究会の開催及び資料の収集・配布		
設立年月日	昭和43年12月7日		

○ 一般社団法人富山県エルピーガス協会 (令和3年12月1日現在)

所在地	富山市桜橋通り6-13 富山フコク生命第一ビル4F	電話	(076)441-6993
会長	東狐 光俊 (北日本物産(株) 代表取締役)		
役員	代表理事1名 副代表理事3名 理事22名 監事3名		
会員事業所	281事業所		
事業内容	消費者に対する保安啓発活動 販売事業者に対する保安技術指導 富山県L P ガス保安センター (認定保安機関) 4支所の運営 L P ガスお客様相談所の運営		
設立年月日	昭和30年12月15日		

○ 富山県冷凍設備保安協会 (令和3年12月1日現在)

所在地	射水市三ヶ3275-3 サンシャイン小杉201号室	電話	(0766)50-9133
会長	平 敏宏 (北電産業㈱ 常務取締役)		
役員	会長1名 副会長2名 常任理事2名 理事4名 専務理事1名 監事2名		
会員事業所	75事業所		
事業内容	冷凍設備の保安検査、施設検査の実施 冷凍設備に関する保安管理技術及び取扱技術の研究指導 冷凍設備に関する講習会・研究会の開催及び資料の収集・配布		
設立年月日	昭和26年5月10日		

○ 富山県高圧ガス地域防災協議会 (令和3年12月1日現在)

所在地	富山市桜橋通り6-13 (一般社団法人富山県エルピーガス協会内)	電話	(076)441-6993
会長	東狐 光俊 (一般社団法人富山県エルピーガス協会 会長)		
役員	会長1名 副会長1名 理事16名 監事2名		
会員事業所	418事業所		
事業内容	高圧ガス移動防災訓練等の実施 高圧ガス移動監視者講習の実施 連合会活動への参加		
設立年月日	昭和47年2月15日		

○ 一般社団法人富山県冷凍空調設備工業会 (令和3年12月1日現在)

所在地	富山市八日町274-14 富山流通団地協同組合内	電話	(076)428-0043
理事長	長谷川 修博 (日本海調温㈱ 代表取締役)		
役員	代表理事1名 副代表理事1名 理事6名 監事2名		
会員事業所	51事業所		
事業内容	冷凍空調技術の向上に関する資料の収集及び配布 会員相互の親睦、経営技術の研究及び交流 研究会・講習会・見学会等の開催		
設立年月日	昭和47年4月11日		

2. 火薬類

(1) 火薬類の現況

- 火薬類取締法に基づく製造・貯蔵・販売等の状況

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく許可事業者数は第 18 表のとおりです。

第 18 表 火薬庫等設置状況（3 年 3 月 31 日現在）

区分		事業所数
火薬類販売所		60※
火薬庫 (棟数)	1 級	10
	2 級	0
	3 級	2
	煙火	7
	実包	6
庫外貯蔵場所		16
武器等製造所（猟銃等）		4
武器等販売所（ 〃 ）		5

※ 競技用紙雷管販売所 50 事業所を含みます。

- 火薬類の消費量

県内の火薬類の消費量は、昭和 40 年代には毎年 300 トン前後で、主に採石、道路建設工事及び災害復旧工事等に使用されてきました。その後、電源開発や砂防ダム工事等を中心に、火薬類の消費量が増加し、最盛期（昭和 53 年度）には、1,000 トンを超えていました。しかし、平成元年度以降は、減少傾向が続き、令和 2 年度の消費量は 45 トンでした。

平成 28～令和 2 年度の火薬類消費量の推移は第 19 表のとおりです。

第 19 表 火薬類消費量(許可数量)

	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
消費量	5 トン	2 トン	5 トン	11 トン	45 トン

(2) 火薬類の保安対策

- 保安対策の概要

火薬類の保安対策としては、火薬類の不正流出の防止と消費中の災害事故の未然防止が重要です。このため、火薬類の譲受・消費許可や火薬庫設置許可等の許認可業務や火薬類取扱事業所に対する立入検査を実施するとともに、保安講習会の開催等を通じて取扱者の保安技術の向上及び保安意識の高揚に努めています。

・許可・検査等の実施状況

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく許可・検査等の実施状況は第20表、第21表のとおりです。

第20表 許認可件数

区 分	該当条項	30年度	元年度	2年度
販売営業許可	火薬類取締法第5条	0	0	0
火薬庫設置等許可	火薬類取締法第12条第1項	1	0	0
庫外貯蔵場所指示	火薬類取締法施行規則第15条	2	2	4
危害予防規程認可	火薬類取締法第28条第1項	0	0	0
保安教育計画認可	火薬類取締法第29条第1項	0	0	0
譲渡許可	火薬類取締法第17条	2	5	3
譲受許可	火薬類取締法第17条	18	24	20
消費許可(煙火以外)	火薬類取締法第25条	15	20	12
消費許可(煙火)	火薬類取締法第25条	61	55	26
廃棄許可	火薬類取締法第27条	0	3	0
輸入許可	火薬類取締法第24条	0	0	0
猟銃等販売許可	武器等製造法第19条	0	0	0
猟銃等製造許可	武器等製造法第17条	0	0	0
合 計		99	109	65

第21表 立入検査等の件数

区 分	令和3年 3月末の数	2 年 度		
		立入検査 (件)	保安検査 (件)	完成検査 (件)
火 薬 庫	16	14	10	0
消 費 場 所		6		
庫 外 貯 蔵 所	16	6		
販 売 所	60 [*]	9		
猟銃関係事業所	5	5		
合 計	97	40	10	0

※ 競技用紙雷管販売所50件を含みます。

〈立入検査の主な指摘事項〉

火工所・火薬類取扱所における帳簿作成の徹底

火工所における火薬類落下防止措置の徹底

・火薬類保安責任者免状

火薬庫の所有者（占有者）、月25kg以上の火薬又は爆薬を消費する者は、火薬類取扱保安責任者、同代理者及び副保安責任者を火薬類取扱保安責任者免状所有者の中から選任することになっています。

令和2年度の火薬類保安責任者免状の交付等の件数及び火薬類保安責任者試験の結果は第22表、第23表のとおりです。

第22表 火薬類保安責任者免状交付等件数

区 分	2 年 度
交 付	9 件
再 交 付	0 件

第23表 火薬類保安責任者試験結果

区 分		2 年 度		
		受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
取 扱 保 安 責 任 者	甲種	29	6	20.7
	乙種	9	3	33.3
製 造 保 安 責 任 者	丙種	0	0	0
計		38	9	23.7

※火薬類保安責任者試験は毎年1回、(公社)全国火薬類保安協会が実施しています。

・火薬類危害予防週間（令和2年6月10日～16日）

経済産業省は、毎年、6月10日～16日を火薬類危害予防週間と定め、火薬類に関する災害事故や盗難の未然防止活動を推進しています。県では、週間中に(一社)富山県火薬類保安協会と連携・協力し、週間のポスター及び標語を火薬類取扱事業所に配布するなど、週間の趣旨について周知し、保安意識の高揚を図っています。

(3) 火薬類の事故発生状況

全国及び県内の火薬類に関する事故の発生状況は、第24表のとおりです。

第24表 火薬類に関する事故件数の推移

種 類	28年		29年		30年		元年		2年	
	全国	富山県	全国	富山県	全国	富山県	全国	富山県	全国	富山県
産 業 火 薬	10	0	9	0	10	0	4	0	5	0
煙 火	48	0	32	1	44	0	39	0	11	0
が ん 具 煙 火	8	0	17	0	18	0	14	0	16	0
合 計	66	0	58	0	72	0	57	0	32	0

(4) 関係団体における自主保安活動

火薬類による災害事故の未然防止を図るためには、法による規制のみならず、実際に火薬類を取り扱う事業所の自主保安活動が重要です。

このため、(一社)富山県火薬類保安協会が保安指導や保安講習会等を積極的に実施し、自主保安活動を推進しています。

また、昭和50年7月からは内閣官房副長官及び通商産業省立地公害局長通達に基づく手帳制度が実施されており、毎年1回保安教育講習の受講が義務づけられるとともに、火薬類取扱保安責任者免状所有者は保安手帳を、その他の者は従事者手帳を所持しないと火薬類の取扱いができなくなり、火薬類を取扱う者の保安教育の充実が図られています。

なお、平成9年1月から、保安手帳所持者のうち保安教育講習の優良修了者は、翌年の受講を免除する緩和措置が設けられています。

○ (一社)富山県火薬類保安協会の概要 (令和3年12月1日現在)

所在地	富山市桜木町1-11 (佐藤工業株 北陸支店内)	電話	(076)433-3135
会長	金子 政史 (佐藤工業株北陸支店 執行役員支店長)		
役員	会長1名 副会長2名 専務理事1名 理事16名 監事2名		
会員	103事業所		
事業内容	火薬類の取扱及び諸法令に関する講習会等の開催 火薬類に関する調査・研究、会員の表彰 火薬類取扱技術に関する実地指導及び相談 火薬類取扱保安責任者試験の実施		
設立年月日	昭和42年11月24日		

3. 電気工事

(1) 電気工事業の登録等の状況

電気工事業者は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（以下「電気工事業法」という。）により、登録電気工事業者と通知電気工事業者の2者に大きく分類されます。

登録電気工事業者とは、一般用電気工作物に係る電気工事（一般用電気工事）を営む業者（併せて自家用電気工作物に係る電気工事（自家用電気工事）を営む業者を含む。）で、電気工事業法に基づき県等の登録を受けた「登録電気工事業者」と、建設業法に基づき建設業の許可（電気工事業）を受け、かつ、電気工事業法に基づき開始届を県等に提出したいわゆる「みなし登録電気工事業者」の2者に分類されます。

また、通知電気工事業者とは、自家用電気工事のみを営む業者で、電気工事業法に基づき県等に通知した「通知電気工事業者」と、建設業の許可を受け、かつ、電気工事業法に基づき県等に通知した「みなし通知電気工事業者」の2者に分類されます。

令和2年度の電気工事業の主な登録等の件数及び電気工事業者数は第25表、第26表のとおりです。

第25表 登録届出等の件数

区 分		電気工事業法条項	2 年 度
登 録 業 者	登 録	第3条第1項	43
	更 新 登 録	第3条第3項	114
	登録行政庁変更届	第8条	0
	承 継 届	第9条	6
	登録事項変更届	第10条	22
	廃 止 届	第11条	12
	登録証再交付	第12条	2
	登録簿謄本交付	第16条	0
	登録簿閲覧	第16条	0
	小 計		199
み な し 登 録 業 者	開 始 届	第34条第4項	19
	届出事項変更届	第34条第4項	152
	廃 止 届	第34条第4項	13
	小 計		186
通 知 業 者	通 知 届	第17条の2	2
	通知事項変更届	第17条の2	0
	廃 止 届	第17条の2	0
	小 計		2
み な し 通 知 業 者	通 知 届	第34条第5項	0
	通知事項変更届	第34条第5項	2
	廃 止 届	第34条第5項	0
	小 計		2
合 計			389

第26表 電気工事業者数 (令和3年3月31日現在)

区 分	業 者 数
登 録 業 者	568
みなし登録業者(届出業者)	681
通 知 業 者	6
み な し 通 知 業 者	9
合 計	1,264

(2) 電気工事士の概況

電気工事の欠陥による災害の発生の防止を目的として「電気工事士法」が定められており、電気工事士でなければ、自家用電気工作物や一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事してはならないことになっています。

電気工事士免状は第一種と第二種に区分されており、それぞれ従事できる工事の種別及び免状の交付状況は次のとおりです。

なお、旧の電気工事士免状(昭和63年8月31日以前に交付されたもの)は第二種電気工事士免状とみなされます。

・電気工事士の種別

- 第一種電気工事士 自家用電気工作物及び一般用電気工作物の工事に従事できます。免状の交付を受けるには、原則として、第一種電気工事士試験合格及び3年以上の実務経験が必要です。
- 第二種電気工事士 一般用電気工作物の工事に従事できます。免状の交付を受けるには、原則として、第二種電気工事士試験に合格することが必要です。

・電気工事士免状の交付状況

令和2年度の電気工事士免状の交付等の件数は第27表のとおりです。

県内では、令和2年度末現在で、第一種電気工事士は8,458人、第二種電気工事士は27,244人となっています。

第27表 2年度電気工事士免状交付等件数

区 分	第 一 種	第 二 種	計
交 付	147	505	652
再 交 付	16	43	59
書 換 え	4	3	7
計	167	551	718

※ 電気工事士試験事務は、一般財団法人電気技術者試験センターで実施しています。

(3) 関係団体における自主保安活動

電気工事の欠陥による災害を防ぐため、電気工事業者には、高度な工事技術の習得、保安への取組み強化等が求められています。

しかしながら、電気工事業者は中小規模の事業者が大部分であり、単独での技術向上が困難なことから、業界全体で技術向上を推進する必要があります。

このため、富山県電気工事工業組合では、研修会、講習会等を通じ、電気工事業者の技術のレベルアップと需要家に対する電気使用安全の啓発等を行っています。

○ 富山県電気工事工業組合 (令和3年12月1日現在)

所在地	富山市上富居一丁目7番12号		
理事長	渋谷 武	電話	(076)471-7551
役員	理事長1名 副理事長1名 常務理事4名 理事20名 監事2名		
組合員	548事業所		
事業内容	電気工事業に関する指導及び教育 電気工事業に関する情報又は資料の収集及び提供 電気工事業に関する調査研究		
設立年月日	昭和22年4月19日		